

平成27年度

## 介護保険料のお知らせ

介護保険制度は、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも健やかに暮らせるように、また介護が必要になっても、安心して自立した生活を送れるように、社会全体で支えていくしくみです。

また、介護保険制度は、皆さんの介護保険料と公費を財源として運営されていますので、制度へのご理解とご協力をお願いします。



### ◇第6期(平成27～29年度)の段階別介護保険料年額

◇65歳以上の方の介護保険料は、前年中の本人の収入と、世帯の課税状況をもとに、一人ひとりの保険料額が決められています。ただし、前年の収入が、無収入の方や、年金等が非課税所得(遺族年金、障害年金等)となるために税の申告が不要とされる方も、介護保険料算出のため申告する必要がありますので、介護保険課へお問い合わせください。

敦賀市の平成27～29年度の保険料基準額: 72,600円(年額)

段階	対象者	保険料率	保険料年額
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護受給者</li> <li>本人が老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の人</li> </ul>	基準額 × 0.45 (基準額 × 0.5)	32,600円 (36,300円)
第2段階	本人が市民税非課税 <ul style="list-style-type: none"> <li>世帯の人全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が80万円以下の人</li> </ul>	基準額 × 0.7	50,800円
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>世帯の人全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が120万円を超える人</li> </ul>	基準額 × 0.8	58,000円
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>同じ世帯に市民税を課税されている人がいて、本人の前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が80万円以下の人</li> </ul>	基準額 × 0.9	65,300円
第5段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>同じ世帯に市民税を課税されている人がいて、本人の前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が80万円を超える人</li> </ul>	基準額 × 1.0	72,600円
第6段階	本人が市民税課税 <ul style="list-style-type: none"> <li>本人の前年の合計所得金額が120万円未満の人</li> </ul>	基準額 × 1.2	87,100円
第7段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人の前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の人</li> </ul>	基準額 × 1.3	94,300円
第8段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人の前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の人</li> </ul>	基準額 × 1.5	108,900円
第9段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人の前年の合計所得金額が290万円以上500万円未満の人</li> </ul>	基準額 × 1.6	116,100円
第10段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人の前年の合計所得金額が500万円以上の人</li> </ul>	基準額 × 1.8	130,600円

※平成27年度、平成28年度の第1段階の保険料は軽減制度実施により、

保険料率は基準額 × 0.45、保険料年額は32,600円となります。